

平成21年5月18日

平成21年度入札・契約制度の改正について
～6月1日から“制度改正”を実施します～

1 事業名 平成21年度入札・契約制度の改正について

2 事業目的及び効果

本市では、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」「技術と経営に優れた企業づくり」を基本理念に、入札・契約制度の改善に取り組んでいます。

本市における建設業界の経済状況を鑑みて、建設工事の品質確保、地域雇用の確保及び地域産業の中核をなす建設関連企業の持続的な発展を促し、公共工事の適正な価格での契約を推進するため制度改正を実施します。

3 事業概要

(1) 建設工事案件に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し

① 予定価格6千万円未満の工事案件の最低制限価格の算定式の改正

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3

② 低入札価格調査制度適用範囲の改正

予定価格「1千万円以上6千万円未満」の工事案件には適用しません。

③ 予定価格6千万円以上の工事案件の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式の改正

○ 低入札価格調査基準価格の算定式は、

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3

○ 最低制限価格の算定式は、

{(低入札価格調査基準価格/予定価格)－0.03}×予定価格

(2) 建設コンサルタント等業務案件に係る最低制限価格の改正

測量関係、土木関係、建築関係など、業務別に算定します。(別添のとおり)

(3) 前払金制度の適用範囲の拡大

適用範囲を契約金額「1千万円以上」を「3百万円以上」の契約物件に変更します。

4 実施時期

平成21年6月1日の公告分から実施します。

5 他の機関

和歌山県についても、公契連のモデル式を適用しています。

建設コンサルタント業務 最低制限価格算定式

業務種別	算定式
測量業務	$(\text{直接測量費} \times 1.0) + (\text{測量調査費} \times 1.0) + (\text{諸経費} \times 0.3)$
土木関係建設コンサルタント業務	$(\text{直接人件費} \times 1.0) + (\text{直接経費} \times 1.0) + (\text{技術経費} \times 0.5) + (\text{諸経費} \times 0.5)$
地質調査業務	$(\text{直接調査費} \times 1.0) + (\text{間接調査費} \times 1.0) + (\text{解析等調査業務} \times 0.7) + (\text{諸経費} \times 0.3)$
補償関係コンサルタント業務	$(\text{直接人件費} \times 1.0) + (\text{直接経費} \times 1.0) + (\text{技術経費} \times 0.5) + (\text{諸経費} \times 0.5)$
建築関係建設コンサルタント業務	$(\text{直接人件費} \times 1.0) + (\text{特別経費} \times 1.0) + (\text{技術料等経費} \times 0.5) + (\text{諸経費} \times 0.5)$
上記以外の業務	予定価格の75%